

デパートけんぽ

令和5年度 保健事業特集

4 2023
No.274

ご家族でご覧ください



納付金負担増などにより、 厳しい財政状況は 依然として続く見込み

健保組合を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。増大し続ける納付金（高齢者の医療費）負担を背景に、昨年10月には一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担割合が2割に引き上げられたものの、現役世代の負担軽減の効果は不十分といわざるをえず、令和7年には団塊の世代がすべて後期高齢者となることで、さらなる納付金の急増が危惧されています。

このような中、当健保組合は令和5年度の予算編成を行いました。経常収支で赤字を見込む厳しい内容となりました。

準備金より33億円を取り崩し、
収入不足分に対応

当健保組合における令和5年度予算は、総額464億円を計上しておりますが、経常収入では415億円、経常支出456億円となり、42億円の経常赤字を見込む予算編成となっております。

収入では、健康保険料率を前年度と同じ千分の102とし、被保険者数の増加や標準報酬月額のアップを見込み、保険料による収入を前年度比2億円増加の414億円としています。

支出においては、保険給付費を前年度比4億円増加の270億円、高齢者医療制度への納付金を前年度比5億円増加の172億円としています。

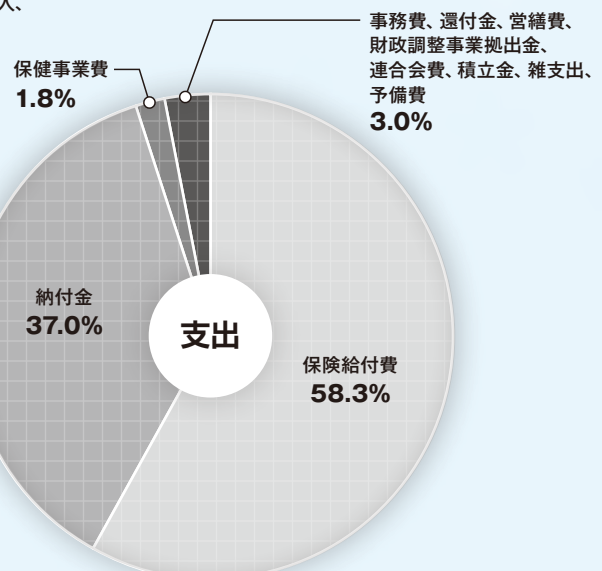
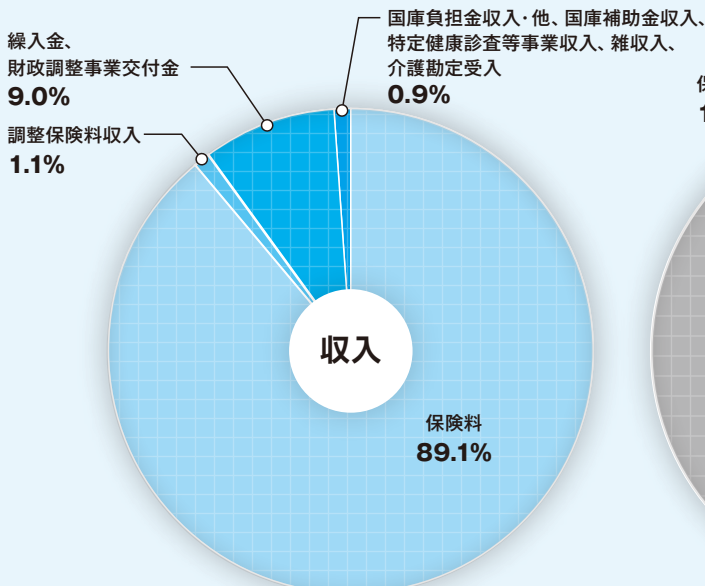
とりわけ、納付金は私たち現役世代の医療費である保険給付費よりは少ないものの、保険料の42%を占めるほど大きな負担となっています。納付金は国の制度によって、国民すべてが高齢者の医療費を負担し合うという考えのもと、健保組合にも負担が求められています。健保組合など一部の健康保険にとっては過重な負担を強いる構造になっており、財政が逼迫する原因となっています。このほか、みなさまの健康づくりにあてる保健事業費は前年度とほぼ同じ8億円を計上し、より健康にお過ごしいただくためのさまざまな取り組みを積極的に行ってまいります。

これらの結果、保険料による収入が増えても、それを上回る保険給付費と納付金の増加によ

割合で見る

令和5年度予算

一般勘定



※項目ごとに四捨五入しているため、総数で100.1%となります。

一般勘定

収入 (健康保険料率 102%)		
科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円)
保険料	41,374,448	327,071
国庫負担金収入・他	25,363	200
調整保険料収入	492,952	3,897
繰入金	3,322,000	26,261
国庫補助金収入	11,000	87
特定健康診査等事業収入	310	2
財政調整事業交付金	833,708	6,591
雑収入	35,462	280
介護勘定受入	328,319	2,595
合 計	46,423,562	366,985
経常収入合計	41,460,045	327,747

支出		
科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円)
事務費	529,786	4,188
保険給付費	27,046,846	213,809
法定給付費	26,925,910	212,853
付加給付費	120,936	956
納付金	17,170,997	135,739
前期高齢者納付金	7,539,713	59,602
後期高齢者支援金	9,631,138	76,135
病床転換支援金	18	—
退職者給付拠出金	128	1
保健事業費	829,785	6,560
還付金	1,520	12
営繕費	1,000	8
財政調整事業拠出金	492,952	3,897
連合会費	26,674	211
積立金	22,000	174
雑支出	2,002	16
予備費	300,000	2,372
合 計	46,423,562	366,985
経常支出合計	45,629,589	360,708

介護勘定

収入 (介護保険料率 19%)		
科 目	予算額 (千円)	1人当たり額* (円)
介護保険収入	4,508,928	62,624
雑収入	2	—
合 計	4,508,930	62,624

支出		
科 目	予算額 (千円)	1人当たり額* (円)
介護納付金	4,179,311	58,046
介護保険料還付金	300	4
一般勘定繰入	328,319	4,560
予備費	1,000	14
合 計	4,508,930	62,624

*介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額

り、保険料だけでは支出をまかなうのに十分ではないことから、準備金から33億円を繰り入れるほか、健康保険組合連合会からの交付金等を視野に入れて、不足分に対応してまいります。

みなさまにおかれましては、健保組合財政をご理解いただき、毎日を健康にお過ごしください。また、体調が良くないようであれば早めに受診したり、健診で治療をすすめられている場合は医療機関にかかるなど、早期の治療で医療費節減にご協力いただけましたら幸いです。

なお、令和5年度の介護保険については、当健保組合が国に納める介護納付金は42億円となりました。これをもとに介護保険料率を算出し、前年度と同じ千分の19（事業主・被保険者折半負担）となりました。

令和5年度
予算の
ポイント

収入増を上回る
支出増により、
準備金を取り崩し

標準報酬月額のアップなど
による保険料による収入増を
見込むも、現役世代・高齢者
ともに医療費支出が増加する
ため赤字予算編成に。収入不
足分は準備金33億円を繰り入
れるなどに対応。

2
健康づくりサポートを
活用して、
医療費節減を

厳しい状況ながらもみなさ
まの健康づくりをサポートす
る事業を実施。こうした事業
を取り入れ、日ごろから運動
習慣や栄養管理など健康の維
持・増進に励んでいただき、
医療費節減にご協力を。

令和5年度当健保組合の保健事業のご案内

健康管理やリフレッシュ、事業所での健康づくりなどに！

当健保組合はみなさまの健康のサポートのため、健康増進および事業所における健康づくりにお役立ていただける多種多様な事業を積極的に行ってまいります。詳細は当健保組合ホームページをご覧ください。

[デパート健保](#)
[検索](#)


健康推進キャラクター
でばと

疾病予防事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
被保険者・任意継続被保険者	特定健康診査（特定健診）	40歳～74歳の方全員が対象の、メタボリックシンドロームの予防を目的とした、国により定められた健診です。	6
	人間ドック	40歳以上で3歳刻みの方が対象の、健診機関や健診車において行う健診です。（40歳以上の方は、生活習慣病予防健診とどちらかを選べます）。	6
	生活習慣病予防健診	35・37歳と40歳以上で3歳刻みの方が対象の、生活習慣病予防を目的とした健診です。	6
	特定保健指導	特定健康診査を受け、国の基準で特定保健指導の対象者と判定された方に対し、保健師等がアドバイスを行います。	6
	脳検査	40歳以上6歳刻みの方が対象で、自覚症状の出にくい脳血管の動脈硬化や脳動脈瘤など、脳疾患を早期発見することを目的とした検査です。	6
	オプション 婦人科検査 乳房検査 子宮検査	人間ドックまたは生活習慣病予防健診のオプションで、乳がん・子宮がん等の婦人科疾患の早期発見を目的とした検査です。	7
	健康ポータルサイト『Pep Up(ペップアップ)』	スマートフォンやパソコンからアクセスできるWebサービスで、健診結果の閲覧や健康づくりのためのコンテンツの配信など健康管理のサポートを行います。（被扶養者向けには、令和6年度よりサービスを開始する予定です）。	7
	健康イベント	当健保組合の健康課題に合わせた健康イベント（ウォーキングラリー、やることチャレンジ、健康クイズ、歯科、前期高齢者向け健康教育等）をPep Upを利用して開催します。	7
	ヘルスケア大賞	当健保組合の健康イベントに参加するなどPep Upで健康の保持・増進に努めた方を表彰し、Pep Up内で使えるポイントを進呈します。	7
	ジェネリック医薬品の差額通知	2月に対象となった方の自宅へ、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。また、Pep Up内でも差額情報を閲覧することができます。	7
被扶養者	特定健康診査（特定健診）	40歳～74歳の方全員が対象の、メタボリックシンドロームの予防を目的とした、国により定められた健診です。	10
	婦人生活習慣病予防健診	61歳～74歳の女性被扶養者を対象とした生活習慣病予防の健診です。	10
	被扶養者（男性）人間ドック	61歳～73歳までの3歳刻みの男性被扶養者を対象とした健診です。	10
	特定保健指導	特定健康診査を受け、国の基準で特定保健指導の対象者と判定された方に対し、保健師等がアドバイスを行います。	10
共通	インフルエンザ予防接種の費用補助	インフルエンザの罹患及び重症化予防を図るため、インフルエンザワクチンの接種に要する費用の一部補助を行います。	8
	禁煙支援補助	保険医療機関の禁煙外来を利用した方に対し、費用補助を行います。	8
	メンタルヘルスカウンセリング	電話や面談で、心の悩みや不安を無料で相談できます。	8
	ポリファーマシー対策通知	医薬品の多剤使用、傷病禁忌、併用禁忌、長期処方等の使用により有害事象が生じるリスクがある方に通知を送ります。	8

健康づくり事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	スポーツクラブ・ルネサンス	「スポーツクラブ・ルネサンス」を、お得な料金で利用できます。	8
	育児指導書の配布	お子さんが誕生した被保険者および任意継続被保険者に育児指導書を1年間配布します。	9

リフレッシュ事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の配布	「東京ディズニーリゾート」で心身のリフレッシュを図るためにご利用ください。次回は令和6年度分の配布になります。	9
	契約保養所・日帰りバスツアー	当健保組合が契約をしている保養所や、旅行代理店が取り扱う施設への宿泊、または日帰りバスツアーを利用した場合について費用補助を行います。	9

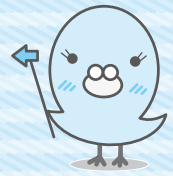
事業所向け事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	健康教育事業補助	健康教育の専門家による教室を事業所が開催した場合に、当健保組合が補助を行います。	11
	当健保組合主催の健康教室	当健保組合が主催となって、各事業所のニーズに合わせた各種教室を行います。	11
	事業主主催の健康教室等への保健師等の派遣	事業主が主催する各種健康教育について、当健保組合がサポートを行います。	11
	メンタルヘルス対策事業補助	メンタルヘルスの研修を行う事業所に対し、費用補助を行います。	11
	重症化予防対策	生活習慣病等の重症化リスクが高い方に対し、文書または面談による受診勧奨を行います。	11
	体育奨励事業補助	事業所が主催する体力・健康づくりを目的とする各種行事について、当健保組合が費用補助を行います。	11
	健康経営®	健康経営（健康企業宣言®、健康経営優良法人認定制度）に取り組む事業所に対し、当健保組合がサポートします。	11

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標、健康企業宣言®は全国健康保険協会の登録商標です。

被保険者・任意継続被保険者向け事業

詳細は当健保組合ホームページ（QRコード®）をご覧ください。



特定健康診査（特定健診）

事業主が実施する定期健康診断のうち、特定健診項目の結果を事業主を通じて提供いただいた方、もしくは、当健保組合が実施する人間ドックまたは生活習慣病予防健診を受診した方は、その健診結果を特定健診

として活用いたします。結果により特定保健指導等のサポートをいたします。

※任意継続被保険者の実施方法は、10ページの被扶養者向けの特定健康診査と同様です。

人間ドック

■対象者

表1の「人間ドック」欄の生年月日に該当する方

■申込方法

『令和5年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

※任意継続被保険者は、直接、当健保組合へ提出。

■申込期限 表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から3万円（上限）を控除した額（年度内1人1回）

※健診料金は『令和5年度契約医療機関リスト』でご確認ください。

生活習慣病予防健診

■対象者

表1の「生活習慣病予防健診」欄の生年月日に該当する方

■申込方法

『令和5年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

※任意継続被保険者は、直接、当健保組合へ提出。

■申込期限 表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から1万4,000円（上限）を控除した額（年度内1人1回）

※健診料金は『令和5年度契約医療機関リスト』でご確認ください。

特定保健指導

■対象者

40歳～74歳の被保険者

■実施方法

特定健康診査データをもとに特定保健指導対象者を抽出します。指導を受ける方法は、2通りあります。

①「特定保健指導利用券」を利用して、特定保健指導委託機関にて受診

②事業所を経由して受診する（各事業所で若干、方法が異なります）

■費用 無料

脳検査

■対象者

表1の「脳検査」欄の生年月日に該当する方

※脳検査単独または人間ドックおよび40歳以上の生活習慣病予防健診との併用で受診することが可能です。

■申込方法

『令和5年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

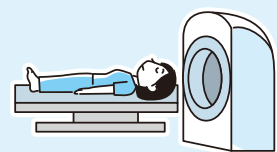
※任意継続被保険者は、直接、当健保組合へ提出。

■申込期限 表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から1万5,000円（上限）を控除した額（年度内1人1回）

※単独または併用での実施につきましては、医療機関によって異なりますので、『令和5年度契約医療機関リスト』でご確認ください。



婦人科検査

乳房検査

■費用

検査正規料金(税込)から2,000円(上限)を控除した額(年度内1人1回)

※人間ドック、または、生活習慣病予防健診のオプションとして受診する場合があります。
※乳房検査および子宮検査の検査料金につきましては、医療機関にお問い合わせください。

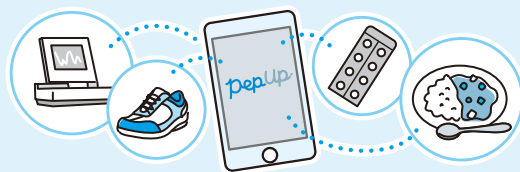
子宮検査

■費用

検査正規料金(税込)から2,000円(上限)を控除した額(年度内1人1回)

健康ポータルサイト「Pep Up (ペップアップ)」

スマートフォンやパソコンからいつでもご自身の健康データを確認することができ、健康の保持・増進、疾病予防のための健康情報をお届けするツールです。Pep Upを利用するためには最初にユーザー登録(無料)が必要になります。詳細につきましては当健保組合ホームページ内のPep Upにてご確認ください。



健康イベント

Pep Upにて年間を通じて様々な健康づくりのイベントを開催し、健康の保持・増進のサポートをいたします。当健保組合が開催する各種イベント等に参加された方へPep Up内で使えるポイントを進呈いたします。

※イベントの詳細は、機関誌、ホームページでご案内します。

■対象者

Pep Up登録者のうち、当該イベントに参加希望の方

■申込方法

Pep Upからの申込み

■費用

無料

ジェネリック医薬品の差額通知

Pep Upにて先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額効果を年4回(6、9、12、3月)お知らせします。なお、12月にはPep Up未登録者も含め差額通知を自宅宛てに送付いたします。

ヘルスケア大賞

当健保組合が主催する健康イベントへの参加および、Pep Upを利用しヘルスリテラシー向上に努めた被保険者のうち、当健保組合で優良者と認めた方を表彰し、副賞としてPep Up内で使えるポイントを進呈いたします。

※ヘルスケア大賞の詳細は、機関誌、ホームページでご案内します。

表1 ●対象年齢

年齢	対象生年月日	人間ドック	生活習慣病予防健診	脳検査
35歳	昭和63年4月1日～平成元年3月31日	—	○	—
37歳	昭和61年4月1日～昭和62年3月31日	—	○	—
40歳	昭和58年4月1日～昭和59年3月31日	※40歳以降の左記対象生年月日の方は、人間ドックまたは、生活習慣病予防健診のどちらかの選択となります。	○	○
43歳	昭和55年4月1日～昭和56年3月31日			—
46歳	昭和52年4月1日～昭和53年3月31日			○
49歳	昭和49年4月1日～昭和50年3月31日			—
52歳	昭和46年4月1日～昭和47年3月31日			○
55歳	昭和43年4月1日～昭和44年3月31日			—
58歳	昭和40年4月1日～昭和41年3月31日			○
61歳	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日			—
64歳	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日			○
67歳	昭和31年4月1日～昭和32年3月31日			—
70歳	昭和28年4月1日～昭和29年3月31日			○
73歳	昭和25年4月1日～昭和26年3月31日			—

表2 ●申込期限

健診日の属する月	申込期限
令和5年5月	令和5年4月18日(火)
令和5年6月	令和5年5月18日(木)
令和5年7月	令和5年6月19日(月)
令和5年8月	令和5年7月18日(火)
令和5年9月	令和5年8月18日(金)
令和5年10月	令和5年9月19日(火)
令和5年11月	令和5年10月18日(水)
令和5年12月	令和5年11月20日(月)
令和6年1月	令和5年12月18日(月)
令和6年2月	令和6年1月18日(木)
令和6年3月	令和6年2月19日(月)
令和6年4月	令和6年3月18日(月)

※令和6年4月健診は、令和6年度実施事業のため、各健診コースおよびオプション検査の対象年齢は、当健保組合ホームページに記載の「対象生年月日」と異なりますのでご注意ください。

加入者向け事業

詳細は当健保組合ホームページ（QRコード）をご覧ください。



インフルエンザ予防接種の費用補助

東振協インフルエンザ予防接種共同事業

■対象者

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者

■実施期間

10月1日から翌年3月末日

■費用

東振協契約医療機関等の正規予防接種料金（税込）から1,000円を控除した額（実施期間内1人1回）

※接種費用については、すでに当健保組合補助金による補てんがされていますので、あらためて補助金申請の必要はありません。

任意の医療機関での接種

■対象者

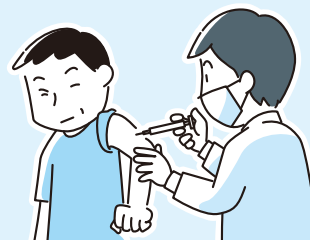
被保険者・任意継続被保険者・被扶養者

■補助対象接種期間

10月1日から翌年3月末日。（実施期間以外の期間に受けたときは当健保組合が必要と認めた場合に限り補助あり）

■補助金額

1,000円
（実施期間内1人1回）



禁煙支援補助

■対象者

保険医療機関の禁煙外来を受診した被保険者・任意継続被保険者・被扶養者（保険診療プログラム中2回以上受診した場合に限る）

■補助金額

一連の禁煙外来診療1クールにつき1人5,000円（上限）
※前回、保険診療による治療で禁煙に失敗し、再び禁煙治療を受ける場合は、初回診察日から1年以上経過しないと保険診療は受けられません。

メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスのカウンセリングセンターと契約し、被保険者・任意継続被保険者・被扶養者を対象に、臨床心理士の資格を有するカウンセラーとの電話および面接によるカウンセリングを提供しています。（はさみ込みのチラシ参照）
電話番号は機関誌でご確認ください（相談料および通話料ともに無料）

ポリファーマシー対策通知

医薬品の多剤使用、傷病禁忌、併用禁忌、長期処方等の使用により有害事象が生じるリスクがある方に通知を送ります。

スポーツクラブ・ルネサンス

■対象者

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者
（15歳未満の利用はできません）

■利用可能施設

全国約210か所以上の施設をご利用いただけます。
（<https://www.s-re.jp>）

■利用料金

1回1,980円からご利用いただけます（4月1日現在）。

育児指導書の配布

■対象者

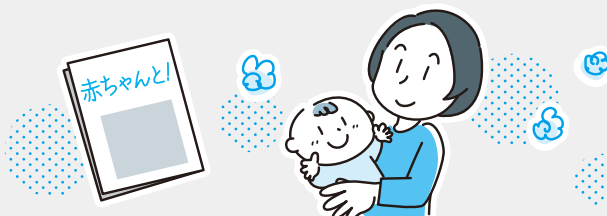
お子さんが誕生した被保険者および任意継続被保険者で希望する方

■申込方法

育児指導書配布申込書（お子さんが当健保組合の保険証を有さない場合は、母子手帳の写し、〈出産者氏名、新生児氏名、および出産日が確認できるもの〉等を添えて）を、郵送にてお申込ください。

■お届け内容

月刊『Akachanと！』／『お誕生号』（初回配布時のみ）／『お医者さんにかかるまでに』（初回配布時のみ）／『歯が生える前から始めよう！乳歯ケア』（初回配布時のみ）／『大事な大事な歯のはなし』（初回配布時のみ）



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券の配布

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券の配付。パークチケットを補助金額を差し引いた金額で購入することができます。日常から離れた空間で心身のリフレッシュを図るためにご利用ください。（次回は令和6年度分）

契約保養所・日帰りバスツアー

一般契約保養所

当健保組合が契約した全国の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

健康保険組合共同利用保養所

民間の宿泊施設に比べてお得な他の健保組合の保養所を利用できます。利用にあたっては、当健保組合が費用補助を行います。

JTB契約保養所

JTBが取り扱う国内の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

旅行会社「H.I.S.」「読売旅行」

「H.I.S.」「読売旅行」が取り扱う国内の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

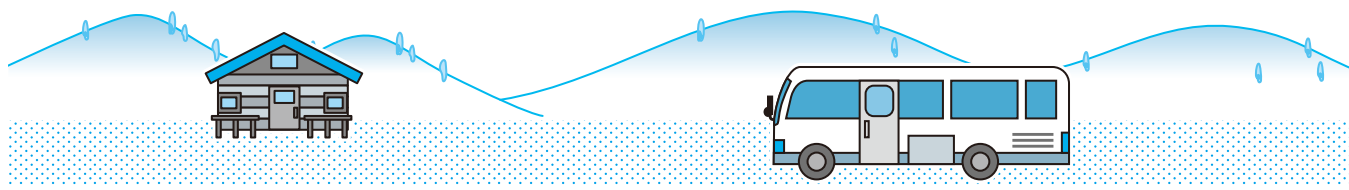
インターネット契約保養所システム たびゲーター

国内の保養施設について、インターネット上で予約・支払いの手続きができます。利用にあたっては、当健保組合が費用補助を行います。

読売旅行 日帰りバスツアー

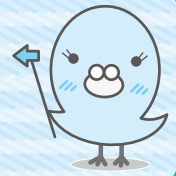
「読売旅行」が取り扱う日帰りバスツアーを利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

詳細は当健保組合ホームページをご覧ください。



被扶養者向け事業

詳細は当健保組合ホームページ（QRコード）をご覧ください。



特定健康診査（特定健診）

■対象者

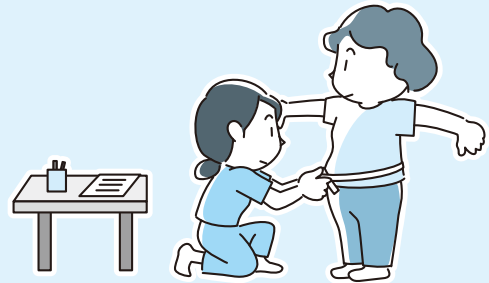
40歳～74歳の被扶養者・任意継続被保険者

■費用

無料

■実施方法

対象者には、5月下旬に『特定健康診査受診券（セット券）』を送付予定。実施機関リストのなかから受診したい実施機関を選び、電話で直接予約をして受診してください。



婦人生活習慣病予防健診

■対象者

61歳～74歳の女性被扶養者

■実施期間

春季：令和5年4月1日～令和5年7月31日

（申込を締切ました）

秋季：令和5年10月1日～令和6年1月31日

翌年春季：令和6年4月1日～令和6年7月31日（予定）

■申込方法

対象者に送付される健診案内に同封の受診申込書に、必要事項を記入して申込み。

■費用

1万円



被扶養者（男性）人間ドック

■対象者

61歳～73歳までの3歳刻みの年齢の男性被扶養者

年齢	生年月日
61歳	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日
64歳	昭和34年4月1日～昭和35年3月31日
67歳	昭和31年4月1日～昭和32年3月31日
70歳	昭和28年4月1日～昭和29年3月31日
73歳	昭和25年4月1日～昭和26年3月31日

■実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

■申込方法

5月下旬に送付予定の『令和5年度人間ドック受診申込書』に同封の『人間ドック（D2コース）契約医療機関リスト』から医療機関を選び、直接予約。予約がとれたら、受診申込書に必要事項を記入して、原則として受診月の前月18日までに（7ページの表2参照）、当健保組合へ提出。

■費用

健診正規料金（税込）から、1万8,000円（上限）を控除した額（年度内1人1回）

特定保健指導

■対象者

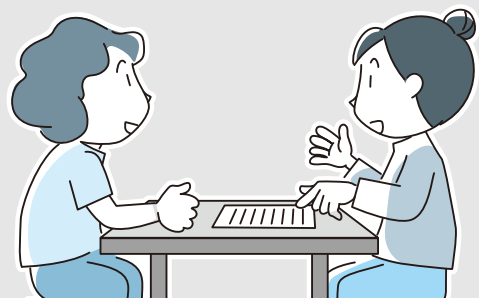
40歳～74歳の被扶養者

■実施方法

特定健診データをもとに特定保健指導対象者を抽出し、対象者宅へ『特定保健指導利用券』を送付。特定保健指導委託機関へ特定保健指導を申込み、面談を受けます。

■費用

無料



事業所向け事業

詳細は当健保組合ホームページ（QRコード）をご覧ください。



健康教育事業補助

被保険者の健康の保持増進に関する健康教育を実施した事業主（事業所）を対象に補助を行います。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■補助金額

実施期間内20万円を限度に補助。（講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く）

健康教室

当健保組合主催

当健保組合が主体となって、被保険者等を対象として、生活習慣病予防やメンタルヘルスなどの健康教室等を開催する場合、当健保組合の保健師を講師として派遣するとともに、開催に必要な教材等の費用を負担します。

事業主主催

事業主が主体となって、被保険者等を対象として、生活習慣病予防および健康相談の健康教室等を開催する場合、当健保組合の保健師を講師として派遣するとともに、開催に必要な教材等の費用を負担します。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

メンタルヘルス対策事業補助

厚生労働省の指針に基づいて行われる管理監督者に対するラインケア研修、または従業員（主に被保険者）に対するセルフケア研修を実施する事業主（事業所）を対象に補助を行います。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

■補助金額

実施期間内20万円を限度に補助。（講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く）

重症化予防対策

生活習慣病等の重症化リスクが高い方に対し、書面または面談による受診勧奨や健康相談をすることで、適切な治療や生活習慣を改善するはたらきかけを希望する事業所に行います。

体育奨励事業補助

事業所が主催する体力・健康づくりを目的とした各種大会等について、その費用の一部を補助します。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

■補助金額

開催に要した総費用の3分の1を限度に補助。（各事業所への割当額以内）

健康経営

事業所（企業）が自ら健康課題をチェックし、課題をクリアしていくことで、社員の健康づくりに積極的に関わっていく取り組み。当健保組合がさまざまなサポートを行います。

健康企業宣言

一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定される制度。（主催：健保連東京連合会など）

健康経営優良法人認定制度

一定の成果をあげた場合は「健康経営優良法人」として認定される制度。（主催：経済産業省など）

健保組合は みなさまの健康と暮らしをサポート

みなさまが仕事以外の原因で病気やけがをしたり、出産や亡くなられた場合、健保組合はさまざまな「保険給付」でバックアップしています。また、当健保組合で独自の給付も上乗せして、手厚いサポートを行っています。

種別	対象		概要
	被保険者	被扶養者	

■病気やけがをしたとき

療養の給付	●	●	かかった医療費のうち原則7割が支給されます。 [現物給付のため申請不要]
高額療養費	●	●	1ヵ月の医療費自己負担分が、所得に応じて定められた額を超えたとき、超えた分が支給されます。
訪問看護療養費	●	●	医師の指示により訪問看護・介護サービスを受けたとき、厚生労働省が定める基準額の7割が支給されます。[現物給付のため申請不要]
移送費	●	●	本人が移動困難で、緊急に移送が必要と医師および健保組合が認めたとき、立て替えた交通費等が支給されます。
高額介護合算療養費	●	●	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が、自己負担限度額を超えたとき、超えた額を医療にかかった比率に応じて支給されます。
療養費	●	●	医療機関で医療費をいったん全額を立て替え払いした（保険証が使えなかった場合など）あとで、健保組合に請求すれば、保険の範囲の費用が支給されます。
傷病手当金	●		病気やけがのため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が最長で通算1年6ヵ月間支給されます。
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費	●	●	入院時、1日3食を限度に、1食につき460円を超えた額が支給されます（入院時食事療養費）。65～74歳の高齢者が療養病床に入院時、1食につき460円・居住費370円を超えた額が支給されます（入院時生活療養費）。 [現物給付のため申請不要]
保険外併用療養費	●	●	個室に入院したり高度な医療を受けるとき、保険外の部分を自己負担すれば、それ以外の検査や入院などの部分には健康保険が適用されます。 [現物給付のため申請不要]
一部負担還元金・ 家族療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	自己負担額（1ヵ月、レセプト1件ごと。高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
訪問看護療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	1ヵ月の自己負担額（高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
合算高額療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）からレセプト1件につき3万5,000円を控除した額。

■出産したとき

出産手当金	●		出産のため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が支給されます。
出産育児一時金	●	●	1児につき50万円が支給されます。

■死亡したとき

埋葬料（費）	●	●	5万円が支給されます。
埋葬料付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	一律2万円が支給されます。

各種給付にあたっては、適用とならない場合や条件などがありますので、詳細は必ず当健保組合ホームページをご覧ください。

デパート健保

検索



令和5年4月から

出産育児一時金が 引き上げられました

1児につき
50万円
(従来42万円)

正常な出産は病気ではないため、健康保険が使えません。代わりに健保組合は、出産育児一時金を支給しています。政府の少子化対策強化の一環として出産育児一時金が、従来の42万円から、令和5年4月より50万円に引き上げられました。

※被保険者と被扶養者、いずれの出産の場合も支給されます。

出産育児一時金の対象となる出産は？

妊娠12週を経過した（85日以上）の出産をいい、早産、死産、流産なども含まれます。なお、帝王切開分娩など、医師による治療行為が発生する場合は健康保険が適用となります。

出産育児一時金の受け取り方法は？

医療機関と代理契約合意文書を交わす「直接支払制度」の利用が一般的です。健保組合が医療機関に出産育児一時金を直接支払いますので、申請の必要はありません。

★出産育児一時金50万円のうち、1・2万円は産科医療補償制度（出産に関連して重度脳性まひとなった場合に、補償金を支給する制度）の掛金です。このため、直接支払制度で出産費用が48・8万円を下回った場合は差額を受け取れます。この場合は勤務先経由にて健保組合に申請してください。



Relax Corner

本誌を読んでクイズにチャレンジ

問題 ①～⑤の問題をそれぞれ解いてお答えください

- ① 当健保組合が契約をしている保養所や、旅行代理店が取り扱う施設への宿泊、または日帰り○○○○を利用した場合について費用補助を行います。
- ② 脳検査を受けた場合、健診正規料金（税込）から1人1回○○5,000円（上限）が補助されます。
- ③ 当健保組合の令和5年度の予算は、42億円の○○○○を見込む予算編成に。
- ④ Pep Upの春のウォーキングラリーに参加し、目標を達成すると、○○○ポイントがもらえます。
- ⑤ 令和5年4月より○○○○一時金が50万円に引き上げに。

応募資格 当健保組合の被保険者、任意継続被保険者、被扶養者

応募方法 通常はがきのみにて受け付けます。クイズの解答を記入のうえ、郵便番号、住所、氏名、電話番号、保険証の記号・番号、勤務先の事業所名を明記し、ご応募ください。
※FAXでの応募はご遠慮ください。

応募先 〒103-0023
東京都中央区日本橋本町1-6-1 丸柏ビル9階
デパート健康保険組合「クイズ」係

締切日 令和5年5月10日（水）必着

賞品・当選者 正解された20名の方に図書カード（2,000円）をプレゼントします（正解者多数の場合は厳正な抽選を行います）。なお、発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。
当健保組合では、クイズ応募に際して収集した個人情報、クイズの抽選および賞品の発送の目的にのみ利用いたします。

273号正解 ②・③・④・⑤・⑦・⑧

適正な届出で

お金のムダ使いを解消!

i 被保険者資格等のご確認のお願い

健康保険の資格記録が重複している被保険者等について、当健保組合では、随時、加入事業所宛に資格重複リスト等を送付して、該当被保険者の方々等にご確認をお願いしているところです。つきましては、お勤め先の事業所担当者様から、被保険者資格等の重複についてのご連絡がありましたら、下記を参考として、該当する手続きを行ってください。



1 当健保組合の被保険者であるにもかかわらず、他の健康保険でも被保険者資格等がある場合（不必要な保険料や高齢者医療制度への余計な負担が生じています）

- ① 被保険者資格が重複している他の健康保険が国民健康保険の場合は、国民健康保険の脱退（喪失）の手続きが必要となります。
- ② 被保険者資格が重複している他の健康保険が国民健康保険以外の場合は、同時に複数の適用事業所に勤めていることになりますので、「健康保険・厚生年金保険 被保険者 所属選択・二以上事業所勤務届」で選択事業所・非選択事業所を選び、加入する健康保険を選択していただくことになります。
この場合の保険料は、双方の報酬を合算した金額を標準報酬月額として算定し、健康保険料率は選択した事業所を管轄する健康保険のものが適用されます。また、被保険者証についても、選択事業所を管轄する健康保険発行のものだけとなります。
なお、当健保組合の加入事業所と異なる事業所についてすでに退職している場合は、資格喪失の手続きが必要となります。
- ③ 他の健康保険では被扶養者となっている場合は、他の健康保険に対し、被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

2 当健保組合の被扶養者であるにもかかわらず、他の健康保険で被保険者資格等がある場合（高齢者医療制度への余計な負担が生じています）

- ① 他の健康保険で被保険者である場合は、当健保組合に被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。なお、他の健康保険の管轄する事業所を退職し、当健保組合の被扶養者になっている場合は、他の健康保険への資格喪失届の提出が必要となります。
- ② 他の健康保険でも被扶養者である場合は、現在の生計維持関係に応じて、被扶養者に該当しない他の健康保険に対して被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

3 後期高齢者医療制度の被保険者であるにもかかわらず、当健保組合の被保険者または被扶養者となっている場合（不必要な保険料等が生じています）

75歳の誕生日以降は、必ず後期高齢者医療制度に加入することとなりますので、被保険者が該当するときは資格喪失届、被扶養者が該当するときは被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

詳細については、当健保組合ホームページをご覧ください。



医療機関等からもらう「明細書」「領収書」を確認しましょう

みなさまが受診した際、医療機関や薬局から明細書、領収書が発行されていますが、それを確認・保管していますか？

明細書には、診療内容や薬剤名など医療費の計算の基礎となった項目が記載されています。これはみなさまが受けた治療の記録であり、今後の治療、医療費節減に役立つ情報でもあります。

明細書、領収書を確認・保管することのメリット

- どのような診療を受けたかがわかり、明細書を保管しておけば受診の記録になります
- 診療内容を把握することで、治療に対する患者の意識が高まり、医師と患者が一体となって治療に取り組めます
- どのような診療にいくらかかったのかを確認できるので、医療費のコスト意識につながります



マイナ保険証を利用しましょう

政府は、マイナナンバーカード（マイナカード）と保険証の一体化（マイナ保険証）を進めており、令和6年秋には、現在の保険証の原則廃止をめざしています。

まだ、マイナカードを申請していない方は、早めに申請しておきましょう。また、マイナカードを受け取った方は、マイナ保険証の利用登録を行ってください。

マイナ保険証のメリット

- 従来の保険証で受診するよりも医療費が安くなります
- 就職・転職・引っ越しをしても保険証として利用できます
- 医療機関窓口への書類の持参が不要になります

詳しくはマイナポータルサイトをご覧ください。

マイナ保険証

検索



デパート健保共済会からのお知らせ

デパート健保共済会の割引の保険料にて、ご加入いただけます

がん保険・医療保険

- がんの心配に備えた「デパート健保共済会オリジナルがん保険」や、一般的な病気やケガに備えた「医療保険」をご案内しています。
- 健保の被保険者本人が契約者となることで、本人および2親等以内のご家族（配偶者・両親・兄弟・子・孫・祖父母）も集団料率の保険料でご契約いただけます。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に個別料率（月払）でご加入済みの方は、当共済会の集団料率に変更できます。

引受保険会社：アフラック

団体所得補償保険

- 就業不能時の収入の減少に備える「所得補償保険」をご案内しています。
- 加入は被保険者本人のみ、保険料は団体割引が適用されます。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険

保険に関するお問合せ先 インケア株式会社

フリーダイヤル
平日9時～17時
(携帯電話可)

0120-86-7711

事業概況

令和5年2月

事業所数	274事業所
被保険者数	男 51,769名
	女 75,665名
計	127,434名
被扶養者数	44,728名
平均標準報酬月額	男 312,531円
	女 190,110円
平均	239,843円
保険料調定額(介護含む)	3,471,956千円
保険給付費	2,235,581千円
法定給付費	2,228,324千円
付加給付費	7,257千円
保健事業費	91,519千円
納付金(介護含む)	1,746,901千円

公 告

事業所の新規適用

事業所名	所在地	適用年月日
(株) OSC ホームファシリティ	東京都分寺市	令和5年2月5日
(株) OSC クリネス	東京都分寺市	令和5年2月5日

事業所の削除

事業所名	所在地	削除年月日
有限会社ミートトップ	東京都世田谷区	令和5年2月1日

事業所の名称変更

変更後	変更前	変更年月日
クックマート(株)	(株) デライト	令和4年10月13日

互選理事の退任

氏名	所属事業所	退任年月日
若井 義正 氏	清水商事(株)	令和5年2月28日

PepUp 健康イベント年間スケジュール

令和4年度に導入しましたPep Upにて、令和5年度は1年を通して被保険者のみなさまの健康をサポートするために、各種健康イベントを開催いたします。すべてのイベントに参加して健康維持・増進をめざしましょう。

※イベント参加にはPep Upへの登録が必要です。登録方法につきましては、『デパートけんぽ』2023年1月号をご覧ください（当健保組合ホームページにて『デパートけんぽ』のバックナンバーが閲覧可能です）。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
 300 ポイント			 300 ポイント			 300 ポイント			 300 ポイント		
 200 ポイント			 200 ポイント			 200 ポイント			 200 ポイント		
春の健康カーニバル			秋の健康フェスティバル			健康クイズ			健康クイズ		
+50 ポイント			+50 ポイント			+50 ポイント			+50 ポイント		

筋肉に感謝

春の健康カーニバル

期間：4月24日（月）～6月15日（木）

- ウォーキングラリー 達成賞300ポイント
- やることチャレンジ 達成賞200ポイント

両方達成された方には
ボーナス+50ポイント 贈呈!!



詳細は 当健保組合ホームページまたは **PepUp** をご覧ください。

秋の健康フェスティバル

秋の健康フェスティバルはすべてのイベントを開催します。

運動  の秋、食欲  の秋、睡眠  の秋と、いろいろありますが
すべてに参加して健康を意識しましょう。

第一弾は **やることチャレンジ** を8月から開催予定です。

おたのしみに♡